

**平成29年度  
第5回 下水道未普及解消事業における  
官民連携事業導入に向けたマニュアル  
検討会**

**本日の議題**

---

## ■ 検討論点

- 1) 事業の監視の考え方(モニタリング)
- 2) 契約手法(事業スキーム)による監理技術者の専任の考え方
- 3) 各種申請等に係る手続き(案)

## 検討論点： 1. 事業の監視の考え方(モニタリング) (1)

### 課題

- 事業の実施内容を確認するために、適切なモニタリング手法が必要である。
- 効率的な対応が行えるモニタリング手法の選択が必要である。
- より確実な事業の実施を図るため、相互チェックの必要がある。

### 論点

- 事業契約において、モニタリング方法を規定する必要がある。
- モニタリングは多様な方法が想定できる。

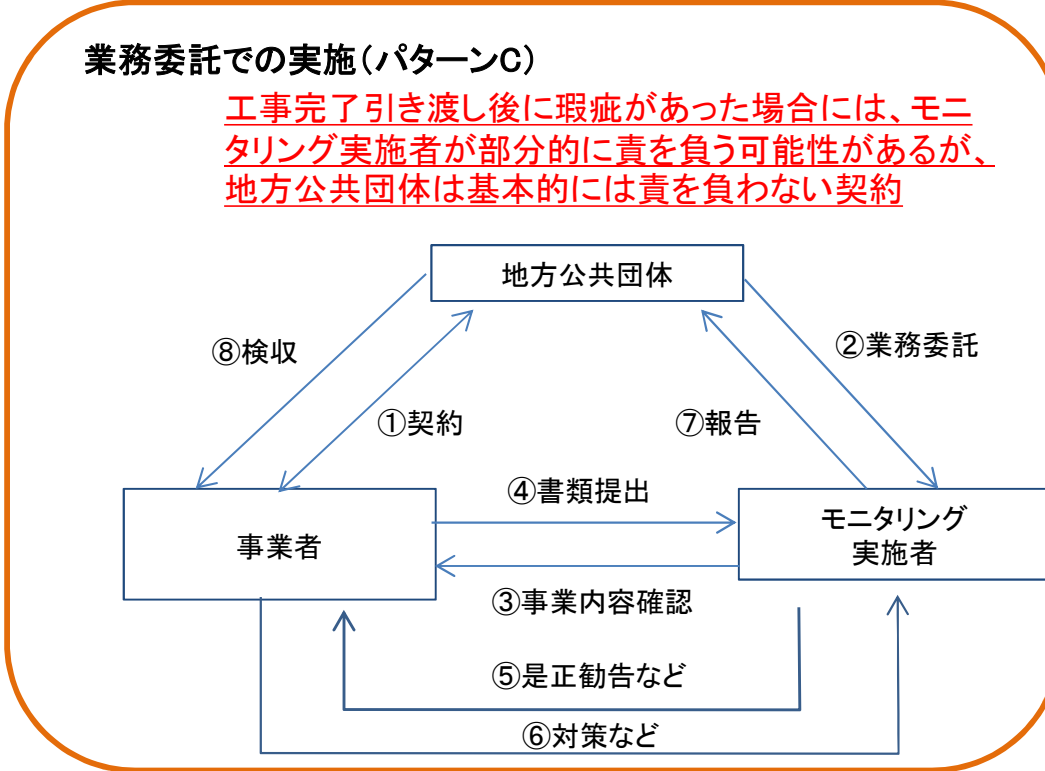
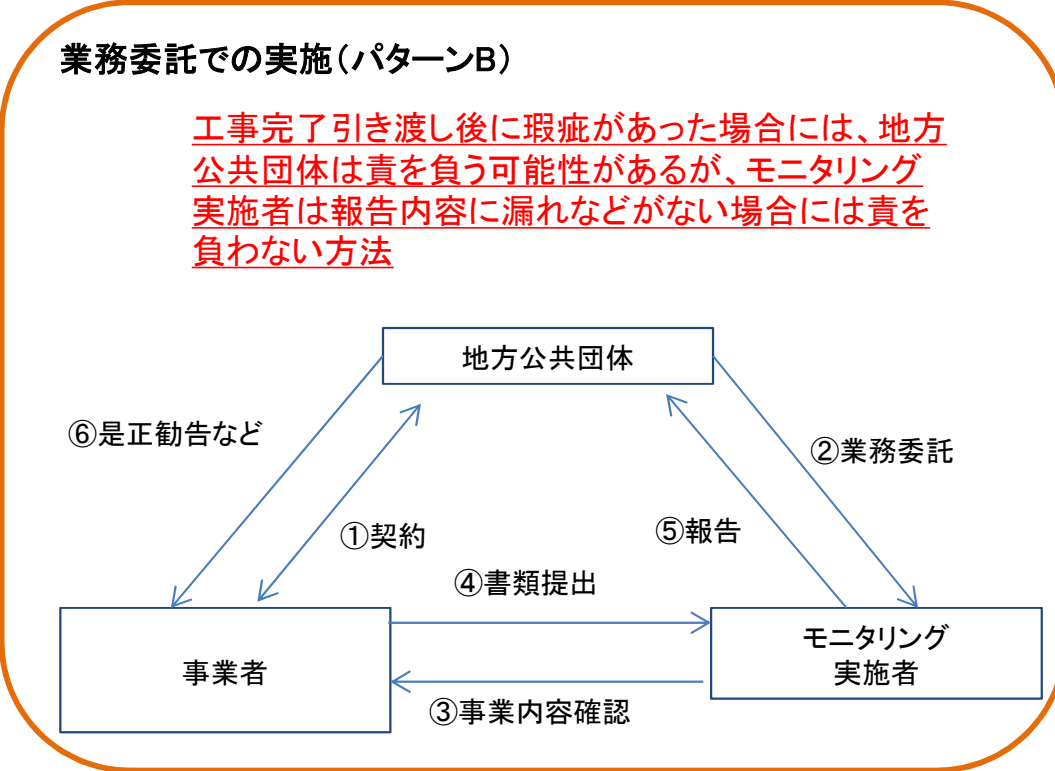
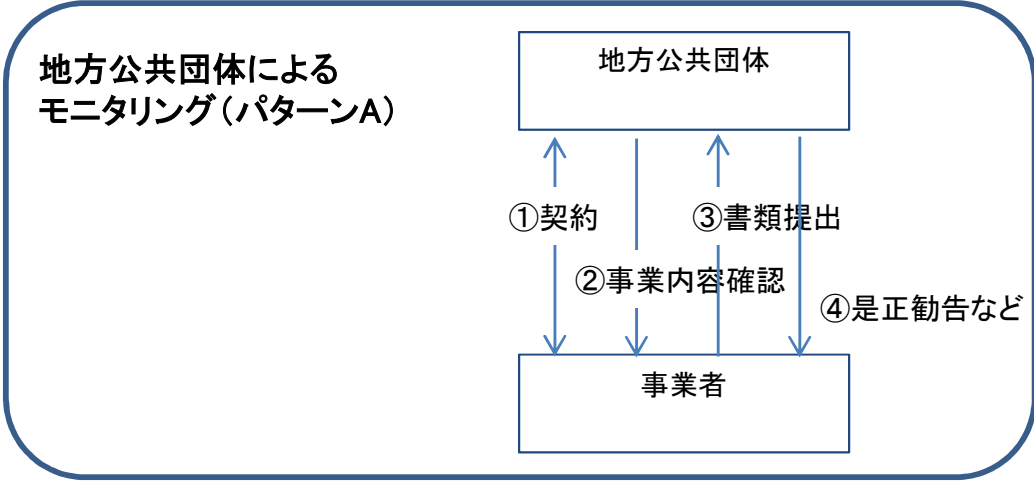
### 対応策

- 事業者により提供されるサービス水準のモニタリングをする。地方公共団体が主体となり実施することも、第三者に対して業務委託として実施することも想定される。
- 業務委託契約の内容は事業監視実施者の監視範囲や責任範囲によって、さまざまなケースがあり得るが、下水道未普及解消の管路DBにおいては、モニタリングの代表的なケースとして3種類のパターンが想定される。
- 事業者自らが必ずセルフモニタリングを実施して報告するものとする。

# 検討論点： 1. 事業の監視の考え方(モニタリング) (2)

■ 以下の3種類が代表的なパターンとして想定される

- 地方公共団体によるモニタリング パターンA
- 業務委託契約 モニタリング パターンB
- 業務委託契約 モニタリング パターンC



## 検討論点： 2. 契約手法(事業スキーム)による監理技術者の専任の考え方(1)

### 課題

○請負工事にてDB契約した場合には、契約後に監理技術者の専任が必要だが、設計期間についても対象期間となるため、効率的な専任期間を選定するのが望ましい。

### 論点

○契約手法(事業スキーム)によって、工事における監理技術者の配置の時期が異なる。

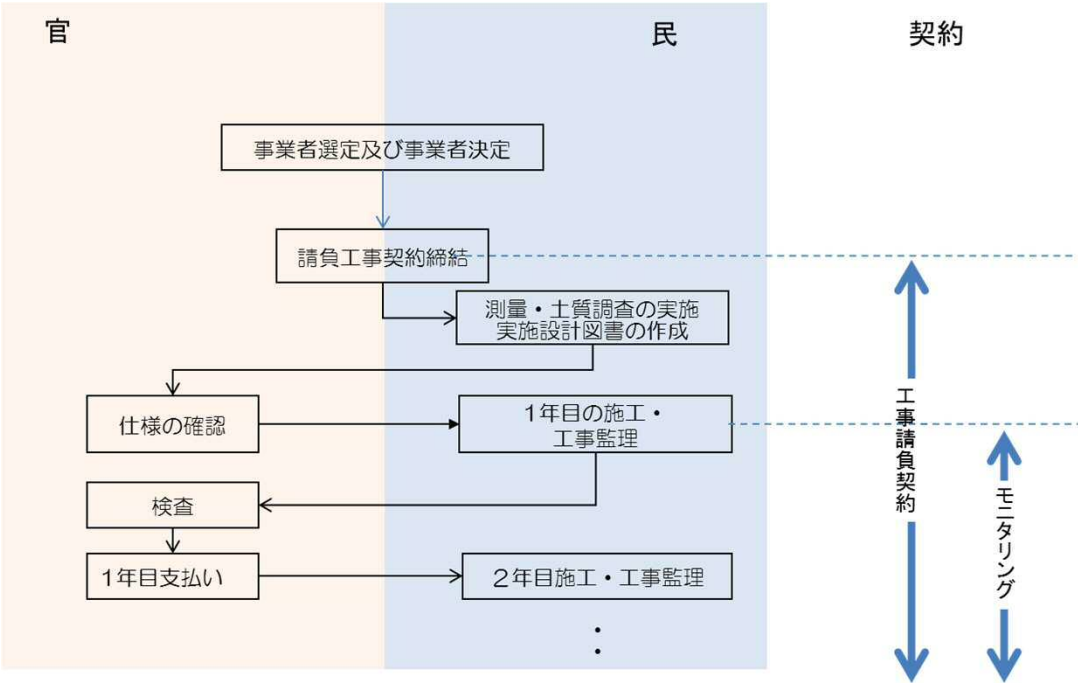
### 対応策

○対応策①: 請負工事でDB契約を選択した場合、原則として契約当初から監理技術者の配置の必要があるが、監理技術者制度運用マニュアルに示されるように、各地方公共団体の実状に合わせて適用する。

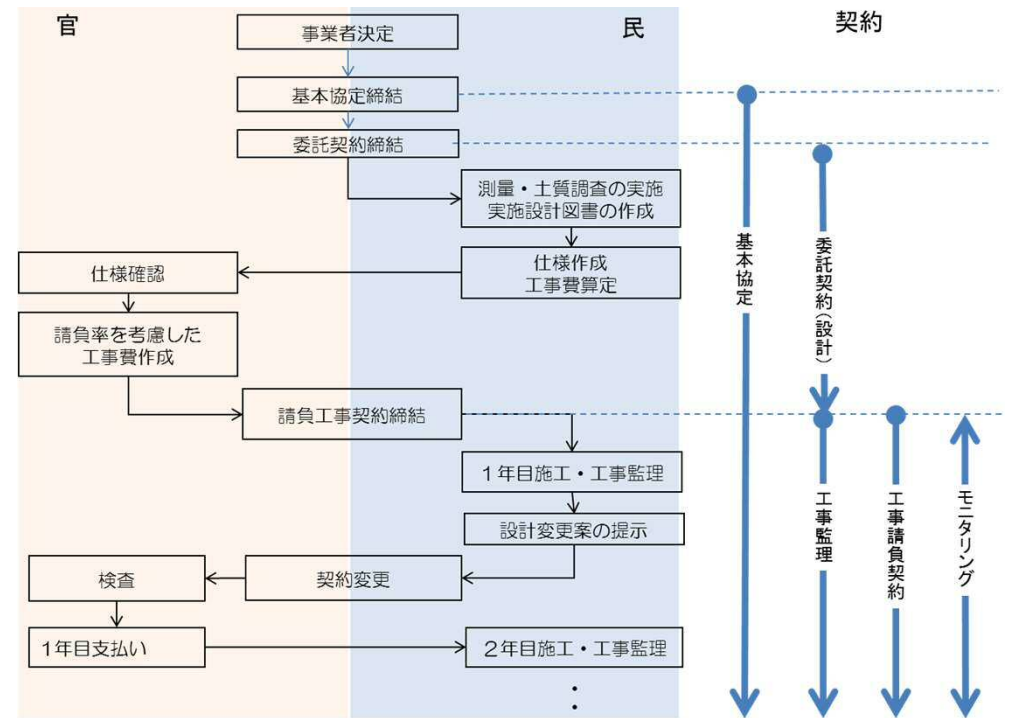
○対応策②: 設計と請負工事を分けて契約する場合、請負期間に設計が含まれないため、通常工事と同様に扱う。

# 検討論点： 2. 契約手法(事業スキーム)による監理技術者の専任の考え方(2)

一般的DB方式の契約フロー(例)



技術提案・交渉方式に基づくDB方式の契約フロー(例)



## 監理技術者制度運用マニュアル(抜粋)

### (2) 監理技術者等の専任期間

・発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が**設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていること**が必要である。

① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。)

② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

④ 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

## 検討論点:3. 各種申請等に係る手続き(案)(1)

### 課題

○事業実施の確実性を担保するため、事業者を募集する前に予算の確保が必要である。

### 論点

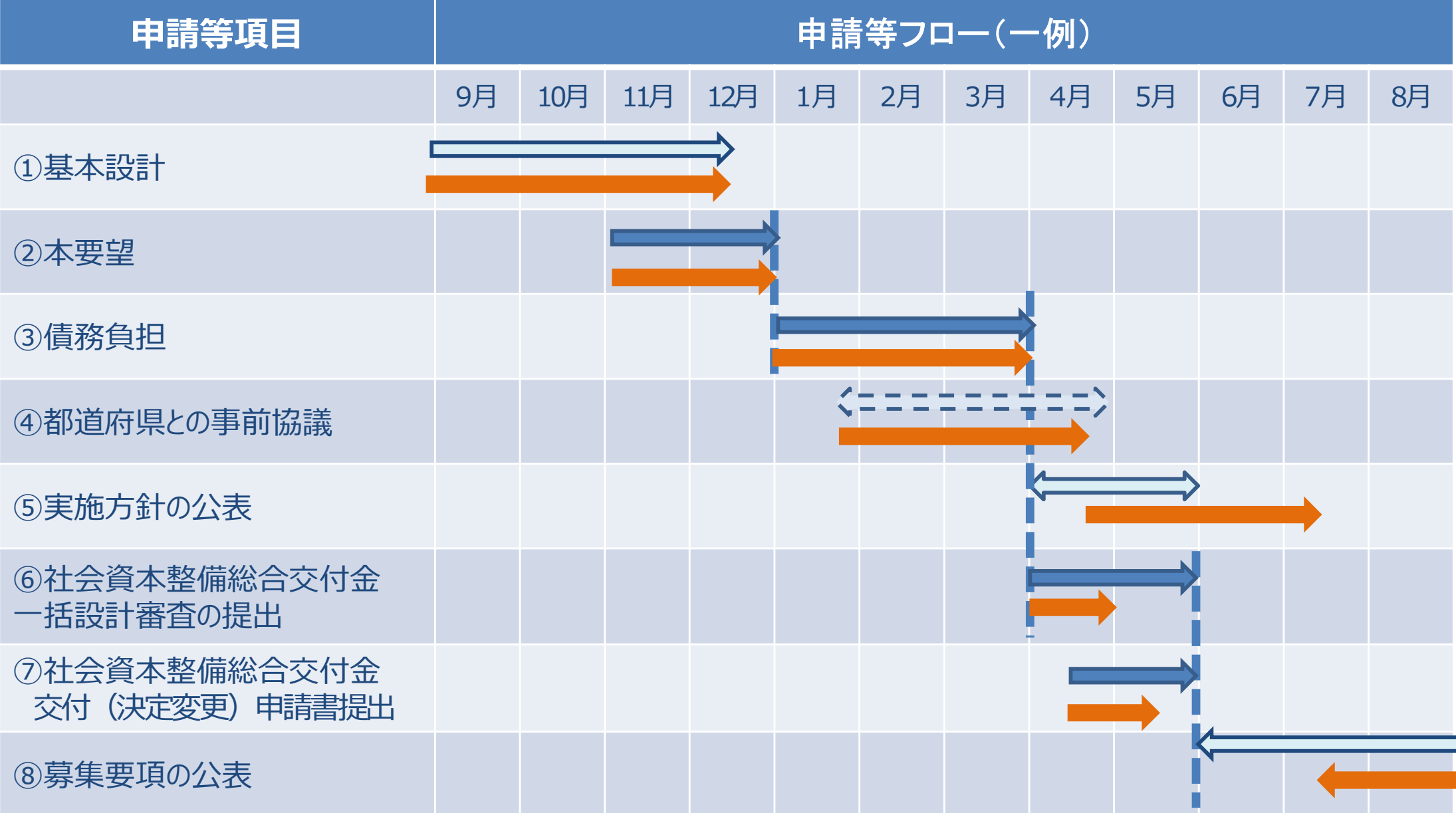
○下水道未普及解消事業は通常複数年で実施されるため、各種申請や債務負担行為のタイミングが重要であり、適切なスケジュールの想定が必要である。

### 対応策

○適切な時期に発注に必要な手続きと、予算に必要な手続きを実施することで、社会資本整備交付金など、事業実施に必要な原資を確保する。

# 検討論点:3. 各種申請等に係る手続き(案)(2)

## 各種申請の時期とフロー(一例)



→ 発注に関する手続き   
 → 予算に関する手続き   
 → A市実績



## 検討論点:3. 各種申請等に係る手続き(案)(2)

時 期	内 容
H29年4月24日	実施方針の公表
H29年4月27日	社会資本整備総合交付金 一括設計審査(全体設計)申請書提出
H29年5月12日	社会資本整備総合交付金 交付決定変更申請書提出
H29年5月23日	第1回プロポーザル審査委員会 ※委員(5名)の委嘱、事業概要の説明
H29年7月14日	募集要項の公表 ※公表資料 公告文、募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集、契約書(案)
H29年7月18日～7月24日	資料閲覧及び貸出し期間 ※資料閲覧及び貸出し資料 基本設計書、区画割面積表、測量成果品、 地質調査報告書、地下埋設物調査資料、流 量表
H29年7月18日～7月24日	募集要項に関する質問の受付 ※質問なし
H29年7月31日	募集要項に関する質問に対する回答公表 ※質問なしで公表
H29年8月7日～8月10日	応募資格審査書類の受付
H29年8月18日	応募資格審査結果の通知 ※審査内容 応募資格審査書類の審査
H29年11月15日～17日	提案書類の受付
H29年11月下旬	第2回プロポーザル審査委員会 ※プレゼンテーションの実施
H29年12月上旬	第3回プロポーザル審査委員会 ※事業者の選定
H29年12月上旬	基本協定締結
H29年12月中旬	業務委託契約締結
H30年度中	工事請負契約締結(提案内容に基づく)